

令和7年7月1日から

定期報告制度が一部改正されます

国土交通省の告示が改正され、定期報告制度の調査、検査内容が見直されます。

古河市における変更点

- 古河市では、定期報告に係る市の細則を改正して施行します
- 常時閉鎖式防火扉について、引き続き建築物の定期報告における調査項目とします
- 告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目について、引き続き建築物の定期報告における調査項目とします

※調査結果表の様式のみの変更となり、提出が必要な定期報告の種別や、点検項目の変更はありません

Q & A(調査者・検査者向け)

Q いつから変更になりますか

調査・検査年月日が令和7年7月1日以降となる場合は、見直し後の内容で報告を行ってください。報告は、3 カ月以内に実施した検査結果に基づいて報告してください。

Q 新たに調査が必要となるものはありますか

今回の国の告示改正によって、新たに調査項目や提出物が増えることはありません。
常時閉鎖式防火扉について「防火設備定期点検」での検査、及び報告は不要です。

Q 随時閉鎖式防火設備について変更点がありますか

随時閉鎖式防火設備については提出に際し、従来からの変更はありません。
常時閉鎖式防火扉に係る点検項目については記入不要です。

Q 様式に変更はありますか

告示は改正されているので調査結果表が変更されています。
変更後の様式を古河市建築指導課のHPからダウンロードできますのでご利用ください。

お問い合わせ

古河市都市建設部建築指導課 古河市仁連 2065 番地 電話 0280-76-1511

